



里庄町からのお知らせ



こんなはずじゃあ...

貴金属の買い取りが目的!?

強引な訪問購入に注意



年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「貴金属はないか」と強く言われ、用意していた洋服は車に放り込まれた。

怖くなって、亡くなった夫の金歯やネックレスなどを探して渡してしまった。それらを探している間に、買取書のチェック欄に勝手に記入され、近くに置いていた印鑑で捺印までされていた。男は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。 (70歳代 女性)



【対策】

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは**禁止**されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話などで訪問を約束した場合でも、購入業者は消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、**きっぱり断りましょう**。
- 売却する場合は、必ず**契約書**を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の連絡先などを**確認**することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせば**クーリング・オフ**ができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。

対応に困ったときや、少しでもおかしいと感じた場合、よく分からない場合は、**早めに**下記の**消費生活相談窓口**などにご相談ください。



玉島警察署 086-522-0110
 警察相談専用電話 #9110
 消費者ホットライン 188 (イ・ヤ・ヤ)

迷惑電話対策

里庄町特殊詐欺等被害防止対策機器
 (電話機)等購入補助金をご活用ください。
 里庄町企画商工課 0865-64-3114